

令和2年第2回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

令 和 2 年 6 月 10 日（水曜日）

議 事 日 程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 報告第2号 令和元年度四万十町一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 第6 報告第3号 令和元年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第7 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第8 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第9 議案第55号 塵芥収集車の売買契約の締結について
- 第10 議案第56号 四万十町指定ごみ袋の売買契約の締結について
- 第11 議案第57号 地場産業振興センター食品加工施設改修工事に係る厨房機器の売買契約の締結について
- 第12 議案第58号 四万十町まちづくり計画の変更について
- 第13 議案第59号 四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第60号 四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第61号 四万十町後期高齢者医療条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第62号 四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第63号 四万十町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第18 議案第64号 四万十町興津診療所設置条例を廃止する条例について
- 第19 議案第65号 四万十町行政不服審査会条例を廃止する条例について
- 第20 議案第66号 令和2年度四万十町一般会計補正予算（第4号）
- 第21 議案第67号 令和2年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第22 議案第68号 令和2年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第1号）

第23 議案第69号 令和2年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第1号）

第24 議案第70号 令和2年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第1号）

第25 議案第71号 令和2年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第1号）

第26 陳情第1－20号 陳情書の取り下げについて

第27 請願・陳情

～～～～～～～～～～～～～～～～

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第27まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出席議員（16名）

1番	酒井祥成君	2番	槇野章君
3番	林健三君	4番	古谷幹夫君
5番	緒方正綱君	6番	武田秀義君
7番	吉村アツ子君	8番	味元和義君
9番	水間淳一君	10番	中屋康君
11番	岩井優之介君	12番	田邊哲夫君
13番	堀本伸一君	14番	村井眞菜君
15番	橋本章央君	16番	下元昇君

～～～～～～～～～～～～～～～～

欠席議員（0名）

～～～～～～～～～～～～～～～～

説明のため出席した者

町長	中尾博憲君	副町長	森武士君
政策監	大元学君	会計管理者	清藤泰彦君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	熊谷敏郎君	危機管理課長	川上武史君
企画課長	山本康雄君	農林水産課長	池上康一君
にぎわい創出課長	植村有三君	税務課長	松田好文君

町民課長	本山桂三君	建設課長	吉岡範満君
健康福祉課長	長森伸一君	高齢者支援課長	三本明子君
環境水道課長	武内伸介君	教 育 長	山脇光章君
教 育 次 長	浜田章克君	生涯学習課長	林 瑞穂君
学校教育課長	西谷典生君	農業委員会事務局長	西田尚子君
農業委員会会長	林 幸一君	総務課財政班長	津野 博君
大正・十和診療所事務長	国澤豪人君	特別養護老人ホーム事務長	川村裕之君

大正地域振興局

局長兼地域振興課長	山本安弘君	町民生活課長	佐々木優子君
-----------	-------	--------	--------

十和地域振興局

局長兼地域振興課長	富田 努君	町民生活課長	細川理香君
-----------	-------	--------	-------

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|         |         |   |         |
|---------|---------|---|---------|
| 事 務 局 長 | 長谷部 卓也君 | 次 | 長 三宮佳子君 |
| 書 記     | 友永龍二君   |   |         |

~~~~~

午前 9 時30分 開会

○議長（下元昇君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより令和 2 年第 2 回四万十町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7 番吉村アツ子君及び15番橋本章央君を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第 2、会期決定の件を議題とします。

このことにつきましては、一昨日の 6 月 8 日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長酒井祥成君。

○議会運営委員長（酒井祥成君） 改めまして、おはようございます。

議会運営委員会より会期日程について協議の結果を報告したいと思います。

第 2 回四万十町定例議会会期は本日 6 月10日から 6 月18日までの 9 日間としたいと思います。なお、一般質問につきましては、7 日目 6 月16日に 4 名、そして17日に 4 名の計 8 名となっております。

以上、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（下元昇君） 委員長の会期報告が終わりました。

委員長の会期報告は、本日の 6 月10日から 6 月18日までの 9 日間であります。

お諮りします。

令和 2 年第 2 回定例会の会期は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 異議なしと認めます。したがって、令和 2 年第 2 回定例会の会期は本日から 6 月18日までの 9 日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定等につきましては、お手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第199条第4項並びに同法同条第2項の規定による定期監査、行政監査の報告並びに地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告がっております。事務局に保管しておりますので、適宜閲覧願います。

次に、会議規則第129条、議員の派遣について、その結果を報告します。

3月26日、本町平串あぐり窪川で開催されました四万十町地場産業振興センター食品加工場落成式に議長と共に榎野産業建設常任委員長が出席しました。

5月28日、本町平野で開催されました令和2年度新嘗祭献穀田田植式に議長と共に榎野産業建設常任委員長が出席しました。

議長が出席しました式典・行事等につきましても、お手元に配付しておりますのでご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第4、行政報告を行います。

町長より行政報告を行いたい旨の申し出がっております。これを許可します。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、行政報告を申し上げたいと思います。

本日、議員の皆様のご出席を賜りまして、令和2年6月町議会定例会が開催されますことを厚く御礼を申し上げます。

開会に当たりまして、さきの5月町議会臨時会以降の主要な行政運営等に関しまして、ご報告を申し上げたいと思います。

まず、新型コロナウイルス対策についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の国内の発生状況につきましては、ゴールデンウィーク以降、徐々に減少しておりますが、東京都のように再び増加に転じている地域もあり、依然として警戒しなければならない状況が続いております。そのような中、本町では、町民の皆様様の活動自粛等へのご理解とご協力によりまして、現在までに1人の感染者も確認されておらず、また、高知県内においても4月29日以降に新たな感染者は確認されておりません。

5月25日、国は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を全て解除

いたしました。この措置を受けて本町では、特措法に基づく市町村対策本部を独自設置の対策本部に移行するとともに、国・県が示す対応方針に基づく町としての対応方針を決定し、様々な対策を講じております。

新型コロナウイルス感染症については、その脅威が完全に払拭されておらず、日々、状況が変化しておりますが、町といたしましては今後も引き続き、町民の皆様の安心・安全を第一に、不安解消や感染拡大の防止に向けて関係機関との連携を密にし、必要な対策を的確に行ってまいります。町民の皆様には、これらの状況に鑑みまして、国の示す「新しい生活様式」の実践など、感染症予防に今後とも取り組んでいただきますようお願いを申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、簡素な仕組みで迅速かつ的確な家計への支援を目的に取り組んでおります特別定額給付金について、現在の状況をご報告申し上げます。

この特別定額給付金は、令和2年4月27日現在において住民基本台帳に記録されている方1人につき10万円を支給するものでございまして、受給者は各世帯主となっており、原則として申請者本人名義の銀行口座に振り込むこととなります。

本町では、5月1日からオンライン申請の受付を開始するとともに、5月8日に対象世帯へ申請書を発送し、5月22日から順次、給付金を振り込んでおりまして、6月4日現在の状況は、対象となる約8,400世帯のうち7,896世帯が申請を完了しておりまして、申請率は94%となっております。なお、申請期限は8月10日としています。

また、特別給付金とは別に感染症拡大防止のため町独自で実施いたしました、ゴールデンウィーク期間中の休業要請に応じていただいた事業者への四万十町休業要請協力金の申請状況につきましては、6月9日現在で、対象となる172事業者のうち169事業者が申請を完了しておるところでございます。

続きまして、令和元年度四万十町一般会計決算見込みについて、ご報告を申し上げます。

令和元年度の一般会計決算見込額は、歳入総額174億4,821万円、歳出総額168億3,608万円で、歳入歳出差引額は6億1,213万円となり、このうち翌年度へ繰り越すべき財源1億3,296万円を差し引いた実質収支額は、4億7,917万円となっております。

現在、決算調整並びに分析等を行っておりますが、歳出の前年度比較では、地場産業振興センター加工場建設事業や吉見川浸水対策事業といった大規模施設の建設などに伴い、

普通建設事業費が増加したことや公債費の繰上償還を実施したことなどから、平成30年度の決算額と比較して8億1,493万円・5.1%の増加となっており、歳入では、普通建設事業費の増加に伴い、国・県支出金や町債が増加するなど、9億5,908万円・5.8%の増加となっております。

これらのうち、ふるさと納税制度に関する部分につきましては、歳入のふるさと支援寄附金が9億5,841万円で、前年度より1億9,546万円の減少となり、歳出のふるさと支援推進事業費も、返礼品率の引下げなどによる影響で2億9,966万円の減少となっております。

町の預金に当たります積立基金残高は、ふるさと支援基金で8億2,370万円、公債費の繰上償還の財源として減債基金で1億8,950万円、その他で2億4,830万円、合わせて12億6,150万円を取り崩す一方、今後の各種事業等に必要な財源として、ふるさと支援基金で約9億6,830万円、その他で約5億850万円、合わせて14億7,680万円余りを積み立てた結果、前年度の決算剰余金処分による積立と合わせて3億9,330万円余り増加しております。

また、町の借金に当たる町債残高は、普通建設事業費の増加に伴い借入額が増加する一方、繰上償還の実施などにより、前年度末から4,450万円余り減少しております。

以上、決算見込のご報告でございますが、町議会9月定例会には決算認定として提案を予定しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、本庁舎免震用オイルダンパー交換工事について、ご報告を申し上げます。

役場本庁西庁舎及び東庁舎に設置されておりますカヤバシステムマシナリー社製の免震用オイルダンパーにつきましては、平成30年10月以降に東庁舎の2基と西庁舎の4基がデータ偽装による不正行為があると公表され、町民の皆様には大変なご心配とご迷惑をおかけしてきたところです。

その後、第三者機関による庁舎の当面の安全性の検証及び確保に努めながら、早期の交換工事に向けてKYB株式会社、庁舎設計事務所等と調整してきた結果、本年4月に交換工事に着手し、5月15日に全ての工事が完了いたしましたので、ご報告を申し上げます。

続きまして、四万十川ジップラインのオープンについて、ご報告をいたします。

十和地域のご成婚の森から道の駅四万十とおわ敷地内にかけて整備いたしました四万十川ジップラインにつきましては、当初、ゴールデンウィーク前のオープンに向けて準備しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、その時期を見送っ

ていたところでございます。

この度、高知県の方針により県内観光が再開され、6月19日以降は観光による他県との往来についても、首都圏の一部と北海道を除き徐々に再開されることから、6月21日にプレオープンを、6月27日にグランドオープンをいたします。オープン後は、道の駅や周辺の観光施設とも連携を図りながら、四万十町の西の玄関口の体験型観光の要として、さらなる観光客の増加、交流人口の拡大を目指してまいります。

続きまして、国保十和診療所の医師の異動について、ご報告を申し上げます。

国保十和診療所の豊崎医師につきましては、1年3か月の間、十和地域のかかりつけ医としてご尽力いただきましたが、本年6月末をもって退職されます。

後任には、現在、四万十市立市民病院で内科副部長として勤務されております濱川公祐医師が、7月1日付で着任をいたします。

濱川医師は、総合内科専門医、循環器専門医、プライマリ・ケア認定医・指導医などの地域医療に深く関わる資格のほか、日本DMAT隊員としての資格も取得されておまして、災害時の医療救護において医療チームの中核を担うことが期待をされております。

依然として新型コロナウイルス感染症への警戒を継続しなければならない状況での体制変更となりますが、より一層の診療所間連携も行いながら、大正・十和地域の地域包括ケアシステムにおける医療部門の要として、地域の皆様の期待に応えられる医療活動を展開し、その拡充に努めてまいります。

以上、行政報告といたします。議員の皆様並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（下元昇君） これで町長の行政報告を終わります。

これより議案を順次提案いたします。日程第5、報告第2号、日程第6、報告第3号を一括報告、日程第7、諮問第1号、日程第8、諮問第2号を、それぞれ答申後、日程第9、議案第55号から日程第11、議案第57号までの3議案を上程説明、審議・採決を行います。日程第12、議案第58号から日程第25、議案第71号までの14議案につきましては、提案理由の説明のみとし、質疑・討論・採決は後日を予定しております。日程第26、陳情第1―20号陳情書の取り下げについて、採決を行い、最後に、日程第27、請願・陳情をそれぞれ所管の常任委員会に付託を予定しております。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第5、報告第2号令和元年度四万十町一般会計継続費繰越計算

書の報告について、日程第6、報告第3号令和元年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、以上、報告第2号から報告第3号までの2議案を一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第2号並びに報告第3号の令和元年度四万十町一般会計繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

まず、報告第2号令和元年度四万十町一般会計継続費繰越計算書につきましては、平成30年度から令和2年度までの3か年を設定期間として、平成30年度に決めました四万十町雨水公共下水道事業に係る継続費のうち、令和元年度の年割額につきまして令和2年度に繰り越す額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、通次繰越額並びに財源内訳等につきまして報告するものでございます。

この継続費につきましては、地方自治法施行令第145条第1項において、会計年度の年割額に係る歳出予算のうち、その年度内に支出できなかったものは、当該継続費の継続期間の終わりまで通次繰越して使用できると定められておりまして、四万十町雨水公共下水道事業に係る令和元年度の年割額3億4,700万円のうち、1億1,670万円を当該年度内に支出できなかった経費として、翌年度に通次繰越して使用するものでございます。

なお、通次繰越額並びに財源内訳等につきましては、継続費繰越計算書に記載のとおりとなっております。

続きまして、報告第3号令和元年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、令和元年度予算におきまして繰越明許費のご承認をいただいております各事業について、令和2年度への繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越額並びに財源内訳等につきましてご報告するものでございます。

主な事業といたしましては、令和元年度国の補正予算関連事業をはじめ、小鳩保育所移転整備事業や町道改良事業、耐震化促進事業、文化的施設整備事業、災害復旧事業など、計26件、総額14億188万8,000円の繰越額となっております。

目的別では、2款総務費で1,455万3,000円、3款民生費で2億6,680万円、6款農林水産業費で3億2,846万8,000円、7款商工費で435万2,000円、8款土木費で3億9,893万6,000円、9款消費費で1億3,089万2,000円、10款教育費で2,578万4,000円、11款災害復

旧費で２億３,２１０万３,０００円となっております。

また、総額１４億１,８８万８,０００円のうち、令和元年度国の補正予算に伴う繰越事業は２件で、合わせて１億９,６０５万１,０００円となっております。

なお、各事業の繰越額並びに財源内訳につきましては、それぞれ繰越明許費繰越計算書に記載のとおりでございます。

以上の２件につきましてご報告を申し上げます。

○議長（下元昇君） これで提出者の報告を終わります。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第７、諮問第１号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 諮問第１号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本案件は、人権擁護委員伊賀修氏の任期が令和２年９月３０日をもって満了することに伴いまして、引き続き同氏を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

伊賀氏は、昭和５４年から平成２６年３月までの３５年間、公立学校で教職に携わり、在職中は学校教育全体の中で人権問題にも関わってこられました。現在、本町の教育相談員として活動する傍ら、四万十町人権教育研究協議会十和支部長としても活動されておりまして、人権教育や啓発活動に対する高い見識をお持ちであり、人権擁護委員として最適任者であると考えております。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の説明が終わりました。

お諮りします。

本件は、お手元にお配りしました意見のとおり答申したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、諮問第１号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、お手元にお配りしました意見のとおり、

適任と答申することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第8、諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本案件は、人権擁護委員横山順一氏の任期が令和2年9月30日をもって満了することに伴いまして、新たに、四万十町下津井にお住まいの芝たが氏を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

芝氏は、昭和57年から平成22年3月までの28年間、公立学校で教職に携わり、在職中は学校教育全体の中で人権問題にも関わってこられました。現在は、本町の教育研究所でスクールソーシャルワーカーとして勤務されておりまして、これまでの経験を生かして人権擁護委員として使命を果たすことができる最適任者であると考えております。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の説明が終わりました。

お諮りします。

本件は、お手元にお配りしました意見のとおり答申したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、お手元にお配りしました意見のとおり、適任と答申することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第9、議案第55号塵芥収集車の売買契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第55号塵芥収集車の売買契約の締結について、提案理由のご

説明を申し上げます。

本町における一般廃棄物の収集運搬業務につきましては、NPO法人四万十町環境・雇用創出協会に業務を委託し、塵芥収集車両につきましては町からの貸与方式としております。

現在、塵芥収集車両はパッカー車6台とダンプ7台の計13台を貸与しておりまして、これらの車両については、計画的に更新整備することとしております。

今回更新いたします車両は、平成22年1月に初度登録された走行距離約25万kmの車両でございまして、ハイブリッド機能の故障による馬力の低下により業務に支障を来していること、また、老朽化により多額の修繕費用を要していることから更新するものでございます。

車両の更新に際しまして、5月14日に指名競争入札に付しました結果、応札2者、辞退2者となり、高知日野自動車株式会社が553万4,700円をもって落札いたしました。

この落札価格に消費税及び地方消費税54万8,000円を加えた608万2,700円をもって売買契約を締結するに当たり、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それでは議案第55号塵芥収集車の売買契約の締結について、何点か質問してみたいと思います。ここに契約についての議決を求める一つの条例が、予定価格が700万円以上というのがあって、今回、これを見ると、町の予定価格は663万4,000円だということで、消費税は除いてる予定価格だと思うわけですが、この予定価格の700万円というのは、普通は税込みの予定価格と見るべきではないかなと私の勝手な推測です。

しかし、663万4,000円でありながら、議会に議決を求めようとするわけですが、今回は、その根拠となるものはどこにあるのか。予定価格が663万円余り、議会の議決を求めるのは700万円以上の動産・不動産という点から見ると、ちょっと疑問に思いますので、その点と、毎日、塵芥収集車は町内を走り回ってます。確かに走行距離も25万kmですので、買換えの時期だと思うわけですが、計画的にというのは、基本的には何をもって計画

的に、年式なのか、走行距離なのか、できれば、ある程度、数台をまとめて契約、入札すれば安くなるケースもありはしないかなと、その計画的というのは何をもって計画的に買換えをしようとするのか。今後は、そういった意味で1台じゃなくて数台ついでにということで安くなる場合もあるかもしれませんので、どういう計画をもって買換えを進めようとするのか。二点、答弁を求めたいと思います。

○議長（下元昇君） 総務課長熊谷敏郎君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷敏郎君） 最初の予定価格について、お答えを申し上げたいと思います。

議案説明資料の6ページに入札記録を出しておりますが、その中の予定価格①では、663万4,000円を記しているところでございます。議員のご質問は、条例では700万円以上であつたら議会へ提案するということになっているというお尋ねであります。

条例では、確かに四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例というのが町にありまして、これでは予定価格700万円以上の動産の買入れ等については議決を求めるとなっています。

この条例での700万円については、いわゆる消費税込みの予定価格でございます。今回、お示ししております入札記録についての予定価格①については、いわゆる消費税を除いたものの金額を記しているところでございます。なぜこんなややこしいことをしているかという、その下段の入札結果の金額、これ、入札については消費税を除いた金額を札を入れてもらい、それをこの欄に記しますので、ここと比較しやすいということでこういう記載方法をとっております。

今回は、議員おっしゃいますとおり、予定価格、消費税を含めた金額が700万円以上でございますので、今回の議案に提案してご審議をいただくものでございます。その結果、契約金額については消費税を含めましても700万円以上になりませんが、消費税を含めた予定価格が700万円を超えておりますので、今回の提案となりました。

以上でございます。

○議長（下元昇君） 環境水道課長武内伸介君。

○環境水道課長（武内伸介君） お答えいたします。

計画的は何をもってするのかといったご質問だと思いますが、実際、今、13台、パッカー一車6台、そしてダンプトラックが7台、計13台をNP0法人四万十町環境・雇用創出協会に貸与しておりますが、修繕費とか走行状態等によりまして、今までは13台を、購入しな

い年もありますが、状況を見て修繕とか今回のハイブリッド機能の故障等ありましたので、そういった部分でトータルの、総合的に判断して委託先のNP0法人と協議をもって、計画的にそこを総合的に判断して購入をしているところです。

以上です。

○議長（下元昇君） 総務課長熊谷敏郎君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷敏郎君） もう一度答弁させていただきます。

消費税の取扱いについては、議案説明資料の6ページをもう一度ごらんいただきたいんですが、消費税を記したものがあります。54万8,000円、これは落札決定価格の10%になっておりません。このように、消費税がかからない分もございまして、何がかかってないかということ、登録諸費用等が入っておりまして、その分は消費税がかかりませんので、この金額から除いたものを消費税をかけているということもあって、もとの金額が対比しやすいように予定価格についても税抜きを金額を記しているところでございます。

以上です。

○議長（下元昇君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 答弁いただきましたが、日本語というのは非常に難しいですね。予定価格といった場合に、根拠条例ありますわね、普通は消費税込みかなと取る方と、いや、除くという二つの考え方がありますわね。

同じように予定価格というのは、入札の場合、当然消費税がかかることは分かってますわね。今は10%ですね。これがどうなるか分かりませんが、現在は10%。

予定価格を統一したらどうですか。税抜きなのか、税込みなのか。今後、いろいろ問題が生じる場合もあるわけですので、日本語というのは難しい。さっき町長の行政報告の中でも、調整という言葉がありました。「せい」というのが整えるなのか、製本の製なのか。町長は、報告の文章は、調整の整、整備する整ですね。だけど、本来は製本の製ではないかなと、私は思っています。

だから、言うのと現実の漢字というのは、取り上げ方がいろいろ違うわけですね。だから、そこらをしっかりと今後統一した見解。ややこしいですよ、予定価格700万円、実際は税抜きだと。やはり統一して税込みと税抜きという形で町の条例を統一したらどうでしょうか。その点。

それと、塵芥車の問題ですが、計画的というのは、今回、提案は計画的じゃないです

ね。ただ、ハイブリッドの不都合があつて、経費もかさむ。だから買換えをしたんだと、これは計画とは言いませんよ。たまたまそうなつたと、経費がかさんでくると、この際換えろうかというのはたまたまです。計画的というのはある程度、1年間どれくらい走るといふのは大体想定ができるわけですよ、塵芥車は、町内ですので。県外へとか、災害があつて、全国を走らないかんということもあるかもしれませんが、普通は、大体年間、パッカー車であればこれくらいの距離、ダンプであればこれくらいの距離を走るといふのは想定ができます。

私が言いたいのは、毎年1台1台換えるよりも、さっきも言いましたように、数台入札かければ少しでも経費が安くなるケースも、私はあると思います。そういった意味で、私は計画的にそこそこ何年に一遍は何台か換えるというのが、私は計画的な買換えだと思うわけですが、その点再度答弁を求めたいと思います。

○議長（下元昇君） 総務課長熊谷敏郎君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷敏郎君） 予定価格の記し方についてのご指摘でございました。条例でございますので、この700万円以上、予定価格700万円以上のままということで置きたいと思います。入札記録については、これ私どもが業務で使っております書類をそのまま資料として出させていただきます。見にくいとは思いますが、先ほど申し上げました事情もありますので、この予定価格①のように今後も記載させていただきたいと思つているところでございます。

以上です。

○議長（下元昇君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 予定価格の取扱いについて、私からも補足をさせていただきたいと思います。

たしか、6、7年ぐらい前になるかと思いますけども、こうした物品購入に係る契約議案において、当時消費税を考慮しない価格、いわゆる700万円より下ということで、追加で失念をしていたということで何件か物品売買契約議案についてご承認をいただいた経過があります。

総務課長がご説明しましたように、予定価格、700万円よりも下回っているわけですが、消費税を込めますと超えるという判断の下、今回こうした議会の議決を賜るよう提案もさせていただいたところです。先ほど申し上げましたように、過去に予定価格を考慮しなくて、議会に提案しなかったといった経過もありまして、これからもこうした入札

書の比較については税抜きで比較をし、消費税を込めますと700万円を超える場合には議会に提案をしていくと、そういった基本的な考えで議案の提案をしていきたいと考えております。

○議長（下元昇君） 環境水道課長武内伸介君。

○環境水道課長（武内伸介君） 計画的にといったご質問がありましたけど、確かに議員おっしゃるように、計画的となると年式、それから走行距離、故障の状況等を勘案し、優先順位を決めて財政当局との協議をしまして計画的に購入を、場合によったらまとめてやったら安くなるといったところも考えられますので、そこを含めて、今後は計画的になお確認していきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（下元昇君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答え申し上げたいと思います。ご指名いただきましたので、私からも。

やはり、今回の計画的という表現はあまり適切ではないような気がします。ただ、全体的な中で、走行距離とかいうことは事業者と協議されておると思いますが、田邊議員がご提案あったように、やはりまとめて買うと安いということが、どちらか比較をして検討させていただきたいと、今、担当課長が申し上げましたように、取り組んでいきたいと思います。

やはり、更新やむなしという状況で換えるのか、一定、先のめどを立ててまとめて3台、4台買うということもありますので、是非検討させてください。

以上です。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第55号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第55号塵芥収集車の売買契約の締結についてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第55号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第10、議案第56号四万十町指定ごみ袋の売買契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第56号四万十町指定ごみ袋の売買契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

説明の前に、先ほど訂正させていただきました枚数の錯誤を心よりおわびを申し上げたいと思いますし、今後はさらにチェックを高めたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

本議案は、令和2年度における一般廃棄物の指定ごみ袋を購入するものでございます。購入に際しまして、5月14日に指名競争入札に付しました結果、応札3者、辞退1者、欠席1者となり、株式会社三井高知営業所が430万4,200円をもって落札いたしました。

この落札価格に消費税及び地方消費税43万420円を加えた473万4,620円をもって売買契約を締結するにあたり、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それでは、議案第56号四万十町指定ごみ袋の売買契約の締結について質問してみたいと思いますが、総務課長、今朝ほど訂正がありました。いつ、これは気づかれるんですか、訂正について。この前も、私、指摘しました。どの段階で皆さん気づくんでしょうね。8日に私どもにはこの議案書が届きました。当然、それ以降でしょうね。誰がどうやって見つけるんでしょうか。これがメインの袋の量が購入物件ながです

よ。どこで間違いを気づくんでしょうか。いつチェックをして、議会に、私どもに8日に配付をしてもらってますが、いつ気づくんですか、訂正を。

その点と、久しぶりに入札記録の落札率が63%、こんなのは久しぶりに見ました、はっきり言って。次のは、今度は96%ですが。

となると、この予定価格680万円、これは過去の実績に基づく予定価格だと私は推測をするわけですが、落札価格が63%ですので、逆に予定価格が高いんじゃないかという邪推もします。

これはどういう根拠に基づいて予定価格を設定されたのか。併せて、これで年間の町内の皆さん方がこの枚数で大体間に合う、購入される数であろうと推測をするわけですが、議長、ちょっと横へはみ出るかもしれませんが、大体年間のごみ袋の収入額というのをちょっと、構わなければ、アバウトで結構ですが、およそこれぐらいの収入があるということだけ、もし答弁できればお答えを願えればありがたいと思います。

以上です。

○議長（下元昇君） 総務課長熊谷敏郎君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷敏郎君） 議員ご指摘の資料の数字等のことでございます。今回も資料を訂正させていただき、誠に申し訳ございませんでした。

資料は、議員の皆様方に事前にお渡しするわけでありますが、それまでに訂正箇所が見つかりましたら、事前に差し替え等を行っておりますが、それ以降、訂正等が発見されますと、今日のように訂正をさせていただいておるわけであります。

以上です。

○議長（下元昇君） 環境水道課長武内伸介君。

○環境水道課長（武内伸介君） 議員ご指摘のいつ気づくのかということで、大変申し訳ありませんでした。先週、議員の皆さんに議案等を郵送した後、先週の木曜日だったと思いますけど、なお内訳を確認しましたところ、間違いが見つかりましたので、大変申し訳なく思っております。今後は、こういうことないように、事前になお一層チェックをしていきたいと思っております。

それから、数量では、約1年分の使用枚数、これは在庫確認等を行い、前年度の使用枚数等に基づいて翌年度の使用数量を想定して購入しているところであります。

それからもう一点、収入手数料につきましては、令和元年度は、歳入が3,164万9,910円となっております。

以上です。

○議長（下元昇君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 答弁いただきました。総務課長からの答弁があったように、私、決して責めようという思いはありません。大事なこういうメインのこういったものを買うというときに、メインの枚数くらいは、当然課でチェックするでしょう。財政もチェックするでしょう。また、総務課長もしっかりとしやしないかなと、私は役場の職員になったことがありませんが、あれだけ指摘を3月にしました。それでなおかつ、初日にこういうことです。決して私は謝れとは思いませんけども、あまりにも執行部のチェックのしようがひどいじゃないかなと。謝れば済む問題じゃありませんよ。本当に、身を引き締めて、町民は苦しい思いをしながら、毎日生活をしてるわけですよ。せめて重要な議案の内容、当日の朝に訂正するようなことがないように、今後、町長、もう一度、町長から、課を含めて、課長も含めて、厳重なチェックをするような指導をしてもらえませんか。

以上です。

○議長（下元昇君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議員の度々のご指摘を受けながら、3月定例会以降の全体会での議会の振り返りの中で、そういった徹底もしたところですが、今回、4万枚が2万枚というような錯誤がございました。

本当に、他の課から見たときには、なかなか枚数等については、財政のヒアリングの段階での確認ができるかもしれませんが、今、原課の中でこういった事業量の部分については、整理をしておりますので、今後、また定例会が終わって、さらなる様々な今回のまた提案等も出るとは思いますが、その一つとしてしっかり今後そういったことがないようなやり方、ルール化を検討したいと思います。

やはり、原課の中でも複数の目でチェックするとか、例えば文書校正の過程の中でチェックをするとか、様々な方法があると思います。ただ、うちの場合、文書学事というところは、一応、議案の作成の部分がありますけども、そういったチェック機能が他課においてはなかなかルール化しておりませんので、そこは是非検討させていただいて、今後こういったことがないように努めてまいりたいと思いますので、その辺のご理解をいただければと思います。

○議長（下元昇君） 12番議員、もういいですか。先ほど質問の中で、予定価格681万5,000円が高すぎるんじゃないかというのがあって、これの答弁がまだ出てないようなん

で、もしこれが現状を見たら、消費税入れんでも700万円以下になるんで、そこらあたりの取扱い、こういう予定価格が高すぎるんじゃないかという質問に対しては答弁があればお願いをします。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 議長、予定価格680万円、これについては、消費税を入れたら700万円を超えますね。そういった意味では理解するわけですが、63%の落札であったと、今回。入札価格は680万円で、あまりにも落札価格が、町民にとってはありがたいことですが、その680万円の根拠は、過去の実績に基づいて予定価格を設定したのか。大体、過去の実績では1枚これぐらいで購入できたという積算があつてこうしたのか。それとも、本来は4万枚買う予定だったのが2万枚になったので安くなったのか分かりませんが、どういう根拠で680万円という予定価格が出たのかという根拠を、お示し願いたいという質問を一回目にしたと思いますが、その答弁が抜かっていますので、よろしくお願いします。

○議長（下元昇君） 環境水道課長武内伸介君。

○環境水道課長（武内伸介君） 一つ答弁が抜かっておりまして、すみませんでした。

今、ご質問、再度ありました、予定価格のことですが、見積書をいただいておりますので、それに基づいて予定価格を設定させていただいております。

以上です。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） 一点だけ質問いたします。指名競争入札で5者、3者が応札で、1者辞退と、あと、欠席が1者出ておりますが、この欠席者に対してはどのような処置をされておりますでしょうか。

それから、今後の、例えば来年度の入札への参加とか、そういうのはどのように考えておりますか。

○議長（下元昇君） 総務課長熊谷敏郎君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷敏郎君） お答え申し上げます。

欠席が1者ございます。通常であれば、欠席される前に連絡をいただいて、それぞれ業者においても事情がありますから、ご連絡をいただいて入札辞退となる案件だと思いますが、今回は欠席ということになりました。入札が終わった後で、この業者に聞いてみた

ころ、連絡するのを失念していたということでもあります。入札に臨まなかった理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響で、社内の方針として営業活動も自粛しているため参加できない状況だったということで、大変申し訳なく思っているということもお話がありました。

本町といたしましては、やはりしっかりとした入札業務を行っていきたいわけでありますので、こういう場合には必ずご連絡をいただきたいとこの業者に伝えたところでございます。事情も事情でありましたので、今後については、ペナルティ的なことは考えてないところでありますが、こういったことが何遍も重なると良いことではありませんので、この業者についてはくれぐれも注意するようにと指導させていただきました。

以上です。

○議長（下元昇君） 5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） 事情、新型コロナウイルス感染症の関係でというところも分らないではないですが、やはり規定は規定です。事前に連絡がないというときにはある程度の処置というものは今後取っていくべきであろうと私は考えますが、どのように。

○議長（下元昇君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） それでは、私のほうからお答えしたいと思います。入札辞退をした事業所につきましては、入札辞退届が出されているということで、こういった表記になってきます。

今回の欠席につきましては、総務課長からお答えしましたように、なかなか新型コロナウイルス感染症の影響で参加を見合わせて、役場に連絡するのを失念していたということがありましたので、この業者についてはもう少し様子も見なければなりませんけども、現段階では特にペナルティを科すという考えは持っていないところであります。

○議長（下元昇君） 5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） 今後、こういう事前に連絡もなしに欠席というような入札の事態が起きた場合にどうするかと、この点について、最後にもう1件。

○議長（下元昇君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 先ほど申しましたように、今回は1回目のそうした失念でありましたけども、これが2度、3度と続くようであれば、当然町としては入札の指名から外す、そういったペナルティも考えていきたいと思えます。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第56号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第56号四万十町指定ごみ袋の売買契約の締結についてを採決します。

議案第56号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第11、議案第57号地場産業振興センター食品加工施設改修工事に係る厨房機器の売買契約の締結についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第57号地場産業振興センター食品加工施設改修工事に係る厨房機器の売買契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

地場産業振興センターあぐり窪川におきましては、主力商品の豚まん及びシュウマイの増産と安定供給ができる生産体制を確立するため、令和元年度において、新たな加工場の建設を行ったところでございます。これに伴いまして、老朽化している既存加工場につきましては、豚まんと並ぶ主力商品でありますアイスクリーム等の増産を行うため、衛生管理体制の向上も含めた全面的な施設の改修を行いまして、町内産食材の付加価値向上等を通じて、町内の6次産業化を積極的に推進していくこととしておるところでございます。

事業内容といたしましては、鉄骨造平屋建て延べ床面積301.44㎡の既存加工施設の改修工事で行いまして、本議案についてはそのうち厨房機器の買入れに関するものでございます。

買入れに際しまして、5月28日に指名競争入札に付しました結果、応札8者となり、株式会社丸三が3,685万円をもって落札いたしました。

この落札価格に消費税及び地方消費税368万5,000円を加えた4,053万5,000円をもって売買契約を締結するに当たり、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番岩井優之介君。

○11番（岩井優之介君） この地場産業振興センター食品加工施設改修工事です。これは、もともと売れ筋である豚まんの生産が追いつかないということで、新規工場を計画したんじゃないかと思っておりますけれども、途中の経過についてはちょっと失念しているかも分かりませんが、そういう疑問を若干持っておりますが、お答え願いたいと思います。

○議長（下元昇君） 農林水産課長池上康一君。

○農林水産課長（池上康一君） お答えいたします。

この事業につきましては、第2次四万十町総合振興計画に基づくものでございまして、昨年度中に豚まんの新加工場を建設いたしました。今年度は、その豚まんの旧加工場の改修が必要だということでございますので、アイスクリームの新加工場として改修をするというものでございまして、今年度でその計画上、総合振興計画の最終年度として整備をしていくというものでございます。

以上です。

○議長（下元昇君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それでは、議案第57号、今の岩井議員と関連で質問してみたいと思いますが、今回の購入物品については、四点あります。

横文字です。バルククーラー（生乳貯蔵タンク）、パステライザー（原料殺菌機）、バッチフリーザー（アイス製造機）、その他アイスクリーム等製造に係る機器一式ですが、入札記録を私どもに資料をいただいています。8業者が参加をされて、株式会社丸三が落札をしています。8者の大体、入札金額が100万円以内で競争されています。落札率が96.8%、約97%ですね。

そこでちょっとお聞きしたいのは、先ほど購入物品というのは、これは既製品を決めて

入札をするのか。それとも、こういった規格だと、これに類するそれぞれの機器の購入を目的としたのか。その点お聞きをしてみたいと思います。

○議長（下元昇君） 農林水産課長池上康一君。

○農林水産課長（池上康一君） お答えいたします。

設計上はこういう機械だということで例示をいたしております。どこそこのメーカーのどういう機械だということでしておりますけれども、質疑の中で入札予定業者からも同等品で構わないかというご質問がございまして、それについては、その能力を果たすような同等品であれば構わないということで各事業者にもご説明をしたところでございますので、結果的には同等の能力を満たすものであれば構わないということで入札に付したというところでございます。

以上です。

○議長（下元昇君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 担当課長から答弁いただきました。それに見合う、能力を有するものであれば、それなりの製品でいいということであれば、そのチェックというのは、それ相当の能力を有するというチェックは誰がされてきたんですか。そうでないと、それに相当、見合うという、商売人であれば見合うだろうと思う、しかし実際は、見合わない場合もあるかもしれませんので、そのチェックというものはどうなのか。であれば、金額があまりにも近すぎますので、入札の、もう規定の機械を、これを入札にかけたと、私は見たわけですが、こんなに近いもの、100万円にも満たんような、8業者が競争しているのは、私はどれかそれぞれの能力を有するそれぞれの他社のメーカーを入札されたんだろうとも思うわけですが、その点、誰が能力を有すると判断して、落札をさせたのか、その点についてお聞きします。

○議長（下元昇君） 農林水産課長池上康一君。

○農林水産課長（池上康一君） お答えいたします。

一義的には、入札する業者が、その能力を判断しているということでございます。

ただ、ご質問いただく際、例えば具体的にご質問いただく場合には、設計業者がおりますので、設計業者が関係機関、そういった能力を測ることができるようなところと相談をして、同等能力であるということを判断するという仕組みになっておりまして、今回については、そういった質疑の中でやり取りがございましたけれども、基本的にはそういった流れだと理解しております。

以上です。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第57号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第57号地場産業振興センター食品加工施設改修工事に係る厨房機器の売買契約の締結についてを採決します。

議案第57号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩にします。15分間、55分まで休憩します。

午前10時41分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（下元昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5 番緒方正綱君より早退届があっておりますので、報告します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第12、議案第58号四万十町まちづくり計画の変更についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第58号四万十町まちづくり計画の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

四万十町まちづくり計画につきましては、（旧）市町村の合併特例に関する法律第5条に定められた市町村建設計画でございまして、本町では、平成18年度から平成27年度までの10か年、10年間を計画期間として策定し、各分野の施策を推進してまいりました。

また、平成24年6月には、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の施行に伴いまして、計画期間を令和2年度まで延長しておりますが、平成30年4月に同法が改正され、さらに5年間の計画期間の延長が可能となりましたので、本町においても合併特例債を有効に活用するため、計画を変更するにあたり、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

主な変更内容につきましては、計画期間を令和7年度まで延長いたしますとともに、それに伴い整合を図る必要のある財政計画についても同期間まで延長するものでございます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第58号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第58号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第13、議案第59号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第59号四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、町職員のうち医師の給与に関するものでございます。本町の医師には健康福祉課に勤務する産業医のほか、大正及び十和地域の国民健康保険診療所に勤務する医師がおりましたが、産業医については本年3月末をもって退職し、本年度以降は町職員としての産業医は配置しない方針としております。

また、地域医療を安定的に提供するための医師の確保については、全国的にも厳しい状況の中、引き続きその確保に努めるための要件の一つとして、給料の地域間格差の是正が

必要となっております。

本議案はこれらの現状に対応するため、所要の規定の整備を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、現在4級までとしている給料表を、国と同様の5級までの給料表に改めますとともに、医師の勤務地区分等に応じて定めております各種手当について、勤務地区分等を削除するものでございます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第59号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第59号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第14、議案第60号四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、日程第15、議案第61号四万十町後期高齢者医療条例の一部を改正する条例について、以上、議案第60号及び議案第61号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第60号四万十町国民健康保険条例の一部を改正する条例について並びに議案第61号四万十町後期高齢者医療条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

国民健康保険制度並びに後期高齢者医療制度につきましては、様々な就業形態の被保険者が加入されていることを踏まえ、傷病手当金については、保険者に財政上余裕がある場合などに、自主的に条例等を制定して行うことができるとされております。

しかし、今般の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、国内で感染が続く状況の中、さらなる感染拡大をできる限り防止するためには、労働者が感染した場合に休みやすい環境を整備することが重要となります。

このため、厚生労働省保険局国民健康保険課及び同高齢者医療課から本年3月に発出さ

れた事務連絡によりまして、国内の感染拡大防止の観点から保険者に傷病手当金の支給を促すとともに、国が緊急的・特例的な措置として当該支給に要した費用について財政支援を行うこととされましたので、本町においてもこれに対応するため、所要の規定を整備するものでございます。

まず、議案第60号につきましては、国民健康保険の被保険者に対する傷病手当金の支給に関するものでございます。

改正の内容といたしましては、給与等の支払を受けている被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われ、療養のために労務に服することができないときは、令和2年1月1日から規則で定める日までの間、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する規定を附則として追加いたします。

また、これに合わせて、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整に関する規定を附則に追加いたしました。

次に、議案第61号につきましては、後期高齢者医療の被保険者に対する傷病手当金の支給に関するものでございます。

後期高齢者医療につきましては、県内の全市町村が加入する高知県後期高齢者医療広域連合が運営しており、市町村では保険料の徴収や各種申請等の受付業務を行っております。

この度、令和2年4月17日に同広域連合条例の一部が改正され、傷病手当金を支給する規定が設けられましたので、本町の条例についても改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、第2条で規定する「町において行う事務」として、「広域連合附則第27条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付」を追加いたします。

以上、2議案につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第60号及び議案第61号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第60号及び議案第61号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第16、議案第62号四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日程第17、議案第63号四万十町介護保険条例の一部を改正する条例について、以上、議案第62号及び議案第63号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第62号四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について並びに議案第63号四万十町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

国民健康保険税並びに介護保険料については、それぞれの法律の規定によりまして、市町村は条例で定めるところにより、特別な理由がある被保険者に対して、これらの減免を行うことができるとされております。

この度、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う。」とされたことを踏まえまして、所要の規定を整備するものでございます。

まず、議案第62号につきましては、国民健康保険税の減免に関するものでございます。

改正の内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯のほか、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる世帯であって、一定の所得等の要件を満たす者につきまして、令和元年度分及び令和2年度分の国民健康保険税を減免する規定を附則として追加いたします。

なお、減免の割合につきましては、前年の合計所得の区分に応じ、10分の2から10分の10までの5段階としております。

次に、議案第63号につきましては、介護保険料の減免に関するものでございます。

改正の内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者のほか、新型

コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入等の減少が見込まれる第1号被保険者であって、一定の所得等の要件を満たす者につきまして、令和元年度分及び令和2年度分の介護保険料を減免する規定を附則として追加いたします。

なお、減免の割合につきましては、前年の合計所得の区分に応じ、10分の8、又は10分の10としております。

以上2議案につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第62号及び議案第63号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第62号及び議案第63号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第18、議案第64号四万十町興津診療所設置条例を廃止する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第64号四万十町興津診療所条例を廃止する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。
※P31訂正あり

興津診療所につきましては、昭和52年に旧窪川町が設置し、委託開業医が退任する平成29年5月までの間、興津地区の医療施設として地域住民の健康、安心安全を支えてまいりました。

平成29年6月以降は、診療所を休診として派遣を含む医師の確保に努めますとともに、診療所の利用者には町委託のバスにより東又地区の医療機関へ送迎しております。

現在、医師確保の見通しが立たない状況の中、診療所並びに隣接する興津出張所につき

ましては老朽化が著しく、また、南海トラフ地震対策として大規模な耐震改修も必要なため、これらを総合的に判断いたしました結果、診療所及び出張所は解体し、その跡地に新たな出張所を建設することとして、本年2月の興津地区区長会で報告させていただき、地区内の全世帯に文書によるお知らせをしたところでございます。

また、診療所の廃止に係る事務手続につきましては、本年5月末をもって廃止することを、医療法第9条の規定により知事に届け出ましたので、本町においては公の施設として診療所を廃止するため、条例を廃止することについて、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第64号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第64号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第19、議案第65号四万十町行政不服審査会条例を廃止する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第65号の説明の前に、今、議案第64号で、四万十町興津診療所条例と申し上げましたが、条例名は四万十町興津診療所設置条例として改めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

議案第65号四万十町行政不服審査会条例を廃止する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本町における行政不服審査法第81条第1項の機関の事務を高知県に委託することにつきましては、さきの町議会3月定例会の議案第21号で議決をいただいたところでございます。

これに伴いまして本年8月1日以後については、対象事務の権限が高知県に移り、本町は権限を失うこととなりますので、その権限に属する事項を処理するために設置しておりました四万十町行政不服審査会を廃止するため、条例を廃止することについて、議会の議決を求めるものでございます。

条例の内容といたしましては、四万十町行政不服審査会条例を廃止するほか、廃止に伴い必要となります四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例並びに四万十町手数料条例の一部を改正いたします。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第65号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第65号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第20、議案第66号令和2年度四万十町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第66号令和2年度四万十町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症への対応として国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して取り組んでまいります各種事業や、国のGIGAスクール構想への対応として取り組みますICT教育機器購入事業といった重要かつ緊急性の高い事業などに伴う予算措置となっております。

また、さきの町議会3月定例会において減額修正となりました家地川地域活性化拠点施設整備事業について、事業内容の見直しや地元等関係各位との協議を重ねまして、今回、再提案を行っております。

それでは、歳出予算の主な内容について、予算科目順にご説明申し上げます。

まず、2款総務費でございますが、電算管理費では、新型コロナウイルス感染症の感染防止策やアフターコロナ対策として時差出勤などテレワーク環境を整備するためのテレワーク構築事業費1,002万1,000円を計上するとともに、公式LINEを活用し、新型コロナウイルス関連情報や災害時の最新情報を迅速に町民の皆様に配信するため、行政情報配信事業費16万5,000円を計上しております。

また、企画費では、一般財団法人地域活性化センターの事業として採択されました地域活性化イベント、シマコンによる定住人口及び交流人口の促進事業費に200万円を計上したほか、さきの3月定例会において減額修正となりました家地川地域活性化拠点施設整備事業について、事業内容等の見直しを行い、集落活動センターと町営の簡易宿泊施設の整備費として1億1,725万円を追加計上いたしております。

なお、この事業につきましては、後ほど改めて計画の概要をご説明させていただきます。

そのほか、人材育成推進費では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う教育環境の変化への対応を図り、これからのAI時代に対応した環境を整備するため、高等教育振興会補助金773万4,000円を計上いたしております。

続きまして、3款民生費でございますが、社会福祉総務費では、新型コロナウイルス感染症の国の緊急経済対策として実施しております特別定額給付金の給付事務に係る職員の時間外手当として300万円を追加計上するとともに、老人福祉費では、特別養護老人ホームでの感染症予防対策のために特別会計繰出金を追加計上しております。

また、障害福祉費では、新型コロナウイルス感染症対策により臨時休校のため自宅待機となった障害児の日中活動の場を提供するとともに、家族の介護負担軽減を図るため、障害児長期休暇支援事業委託料26万1,000円を追加計上しております。

そのほか、社会福祉施設費では、興津町民館の空調設備整備工事費として40万7,000円を計上しております。

続きまして、4款衛生費でございますが、母子保健事業費では、新型コロナウイルス感染症の影響による妊婦の健康や経済的不安を解消し、また将来の四万十町を担う胎児を守り、安心して出産を迎え子育てしていただけるよう、マタニティママ応援給付金を計上しております。

また、保険事業費並びに診療所費では、多数の方が利用する健診会場や診療所において

感染予防を徹底するための経費を計上しております。

続きまして、6款農林水産業費でございますが、農業振興費では、外食需要の減少などから町内産の農産物の売上げにも影響が出ていることを考慮いたしまして、今後の農業経営を安定的に、かつ安心して継続していただくことを目的として、国のセーフティーネットとして位置付けのある、収入保険制度の個人負担分について支援するための所要額を計上しております。

また、農地費では、県営地域ため池総合整備事業負担金の財源として当初予算に計上しておりました町債につきましては、国が進める防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の要件を満たすことが判明いたしましたので、充当率や交付税措置率が高い起債への財源組替えを行っております。

続きまして、7款商工費でございますが、商工総務費では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県が行いました休業等要請協力金の町負担金850万円を計上するとともに、商工業者の事業再開に向けての支援策として、国の示す新しい生活様式を取り入れ、店舗等での接触軽減などを図るための施設整備や備品購入に対しての補助金として2,500万円を計上しております。

また、これまでの補正予算を計上し、町が行いました休業要請協力金並びに家賃負担軽減補助金の財源につきましても、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金への組替えを行っております。

そのほか、観光面では、延期となっておりました観光列車の運行が7月4日に開始予定となりましたので、観光客をおもてなしする体制整備のための委託料242万3,000円を計上し、アフターコロナに向けて準備を進めてまいります。

続きまして、8款土木費でございますが、当初予算で計上した、がけ崩れ住家防災対策事業の財源として計上しておりました町債について、国が進める防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の要件を満たすことが判明いたしましたので、交付税措置率の高い起債への財源組替えを行っております。

続きまして、9款消防費でございますが、新型コロナウイルス感染症に対応するために必要な資機材等を緊急的に整備することとしております。具体的には、常備消防費で感染の疑いのある傷病者を緊急搬送する際に必要となる、消防救急隊の資機材を整備する費用として86万1,000円を計上するとともに、防災費でこれから本格化する風水害時や発生が懸念される南海トラフ地震時に開設される避難所において、一層の感染症対策を行うため

の資機材等の整備に2,605万3,000円を計上いたしております。

最後に、10款教育費でございますが、事務局費では、国のGIGAスクール構想への対応として、児童生徒が1人1台の端末を利用できるようタブレット型パソコンを購入し、学校のICT環境の整備を進めてまいります。

また、学校管理費では、ゆがみにより動作不良等が認められた窪川中学校の防火扉の改修を早急に行い、生徒の安全確保に努めてまいります。

そのほか、教育振興費では、部活動の一層の充実と部活動を担当する教職員の負担軽減を図ることを目的として、部活動指導員の配置を行うための報酬と通勤費用弁償を追加計上するとともに、図書館・美術館費では、図書館への寄附をいただきましたので、図書購入費として計上いたしております。

また、学校給食費では、学校の臨時休業に伴う給食用牛乳の停止に係る負担金を計上しております。

以上、歳出につきましては、ただいまご説明申し上げたとおりでございますが、これを賄う歳入といたしましては、第1表の歳入に記載のとおりとなっております。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を始めとする国・県支出金及び町債等の補正を始め、図書館の図書購入のためにご寄附をいただきましたので、寄附金の追加計上をしております。

以上の結果、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ2億7,900万円の追加計上となり、累計予算額は、歳入歳出それぞれ196億6,900万円となっております。

続いて、地方債の補正でございますが、第2表に記載のとおり、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債の追加や、家地川地域活性化拠点施設整備事業の財源とする過疎対策事業債等の変更につきまして、限度額の変更を行うものでございます。

最後に、5月に開催されました第2回臨時会での行政報告でも申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予算に計上した各事務事業につきまして、所要の見直しを行いまして、既決予算内で可能な事業は、内容を変更して事業を実施してまいります。

以上が一般会計補正予算（第4号）の概要となりますが、先ほどお願い申し上げましたとおり、この後、お時間をいただき、さきの3月定例会で減額修正となりました家地川地域活性化拠点施設整備事業につきまして、今回改めて関連予算を提案させていただきたく、私のほうから再提案に至った経緯や理由等につきましてご説明を申し上げ、引き続き

担当から計画の概要についてご説明させていただきたいと思います。

なお、今回このような説明の場を設けさせていただいた理由でございますが、さきの3月定例会後の経過等につきましては、5月の臨時会の行政報告でもご説明申し上げたところではありますが、計画の見直しにつきましても、議員の皆様には3月定例会後、今回で4度目のご説明となります。

一方、3月定例会での経過等を踏まえますと、町民の皆様にも計画の概要をご説明させていただき、ご理解をいただく必要があるとの思いから、このような時間を設けていただきましたので、ケーブルテレビ等を通じてではございますが、是非ともご説明をお聞きいただき、共に考えていただければと思います。

さて、家地川小学校につきましては、平成23年3月に休校となり、翌4月には校舎の利活用に関する地域内での協議がスタートいたしました。その後、本町が農林水産省のモデル事業として、全国6か所の農家住宅モデル構想に選定され、その中で家地川小学校は、農業研修生の滞在の場や集落活動センターの拠点となるシェア農家住宅として位置付けられております。

このような経過を経て、昨年3月定例会の令和元年度当初予算では、家地川小学校の改修に係る設計委託料を計上し、さらに本年3月定例会の令和2年度当初予算におきまして、工事費等の関連予算を提出させていただいたところでございます。

その際、議会から、施設整備後のランニングコストの収支計画及び運営計画が不十分であることや、地域における運営方法及び運営主体とその方向性が不明確であることを理由とする減額の修正動議が提出され、その結果、関連予算の一部を減額しての修正議決となりました。

このことは、議員各位を始め町民の皆様にも多大なるご心配やご迷惑をおかけしただけでなく、我々執行部といたしましても、この結果を重く受け止めまして、今後このようなことがないように、万全を期して取り組んでまいりたいと考えております。

その上で、今回の事業でございますが、まずは行政内部で計画の見直しを行い、改めて2階部分の簡易宿泊施設を町に必要な施設、町が実施すべき事業として位置付けるとともに、地元とも再三にわたって説明・協議を行ったところ、計画の内容にご賛同いただき、小学校の廃校も含めた地域としての意向や、集落活動センターの開設要望とその運営体制等につきましても、改めて確認をさせていただいたところでございます。

さらに、関係機関である高知県とも協議を行い、県庁内での積極的な協力体制の下、集

落活動センターとしての取組や県の補助金についてお認めもいただいたことから、今議会に改めて関連予算を計上させていただいたところでございます。

それでは、引き続き担当から、活用計画の概要について、補足説明をさせていただきますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 政策監大元学君。

○政策監（大元学君） それでは、私から旧家地川小学校活用計画、家地川地域活性化拠点施設整備事業の概要について、ご説明をさせていただきます。

なお、ケーブルテレビを通じて町民の皆様にも知っていただきたいということで、議員の皆様にお配りしました計画書、この中の資料、抜粋いたしましてさらにテレビで見やすいように再編集したものでご説明をさせていただきたいと思っております。どうしても、数字等見えにくい部分もあろうかと思えますけれども、資料は議会のホームページでも公表されておりますので、そういったところを見ていただくとか、傍聴に用意させていただく資料でござんいただきたいと思えます。

また、議員の皆様には、ページ数抜粋しておりますので、右下にページ番号を設けておりますけれども、その番号で順次ご説明をさせていただきます。

まず、家地川地域の概要ですけれども、ご承知の方も多いと思えますけれども、令和元年度、この3月末現在の人口が207人、そして世帯数が97戸、高齢化率44%となっております。

家地川小学校ですけれども、ご承知のとおり家地川ダムの近くにございまして、校舎のイメージとしてはこういった形、この校舎の改修計画となっております。

では、1ページからご説明させていただきますけれども、まず、計画の策定にあたってというところでの確認になります。3月定例会における主な指摘事項というところで、町長からも申し上げましたけれども、根拠資料、あるいは説明が不足していたのではないかと。そして、地域の意向ですとか運営体制がしっかり確認できていなかったのではないかと。三点目として、収支計画の根拠ですとか、精度が足りていなかったのではないかと。さらには、翌年度以降の事業費を含めた総事業費ですとか、運営経費、ランニングコストの試算がしっかりできていなかったのではないかと、といったご指摘があったかと思えます。

これを踏まえまして、町としての対応方針ですけれども、まず2階部分につきましては、改めまして簡易宿泊施設としての改修、こういった方向で進めてまいりたいと考えております。

その上で、計画全体、これは運営手法も含めてでございますが、見直しを行いまして、収支計画、あるいは事業費、そしてそれに必要な財源の精査をさせていただきました。

さらには、関係団体で、地元ですとか、県、そして議会の皆様などとの調整もさせていただきながら、最終的には町全体への波及効果、つまりは事業の必要性を改めて検証させていただいて、計画として策定したという流れになっております。

続いて、3ページになります。

これが資料の全体像になりますけれども、これまでの経過、そして協議結果、さらには家地川小学校の活用の方向性、そして改修の計画の概要、さらには整備後の将来展望、そして経費負担の考え方ですとか、施設ごとの概要とかその収支計画、さらに年度別の事業費ですとか、それに必要な財源、さらに宿泊施設別の条件の比較ですとか、周辺空き家改修事業、こちらは当初予算で議決いただいておりますけれども、こういったものの概要、そしてそれを進める上での作業スケジュールでありますとか手続き、それらで資料を構成しておりますけれども、全部で55ページございます。今回ご説明させていただくのは、この色を塗った部分の21ページということになっております。

続いて、5ページになりますけれども、旧家地川小学校活用の方向性というところで、先ほどからご説明しておりますように、校舎の1階部分につきましては、高知県が進めます集落活動センターとして整備をしていきたいと。運営については地元で、無償貸与といたしまして、その機能ですとか設備については必要な最小限の機能として改修をしていきたいと考えております。

また、校舎の2階部分につきましては、町内での需要が見込まれ、かつ家地川地域の立地条件ですとか特性を生かすことができる、簡易宿泊施設として整備をしていきたいということで、運営は町の直営としますけれども、その維持管理につきましては、地元で予約の受付ですとか鍵の受渡し、清掃、食事の提供を委託してまいりたいと考えております。

さらに、将来展望ということで、整備後3年間で町で独立のための仕組み、こういったものをしっかり確立して、4年目に地元へ指定管理という方向で進めてまいりたいと考えております。

また、もちろん指定管理後も町と地元、連携協力しながら自立の支援をしていきたいということで、令和2年度に改修工事を実施しまして、令和3年度の開設を目指していきたいと考えております。

また、今後、やむなく学校の適正配置、統合も進んでいくかと思っておりますけれども、これ

に伴う旧廃校舎の活用事例、これの一つとしても位置付けて進めてまいりたいと考えております。

続いて、6 ページになります。

事業の目的とか狙い、そして波及効果のイメージを図にしたものでございますけれども、濃淡3色で分けております。一番濃い左端の部分が家地川地域と思ってください。次の真ん中の部分が四万十町全域、さらには町外と見ていただければと思いますが、一番濃いところ、家地川の学校にこの宿泊ということで、農業の担い手の方とか、あるいは合宿・観光目的でこちらを利用していただきます。

これによって、令和6年度になりますけれども、全体の収支としては51万円のプラスを見込んでおります。ただ、こちらには町の負担がございますので、町の負担を差し引いた地元としての収支は132万円の黒字を見込んでおりますし、これに加えて、地元の雇用では約293万円、これが地域への直接的な経済効果になろうかと思っております。これに加えて、周辺の空き家改修を進めて、集落機能の維持ですとか活性化につなげていきたいと考えております。

さらには、宿泊していただくことによって、町内のお店等を利用していただくことで、地域経済への波及効果ですとか、あるいは農業の担い手の確保にも努めていきたいと考えております。

さらには、こういったものをしっかりと町外にPRしていくということで、観光客の増加ですとか、あるいは移住者の増加、そしてそれがふるさと納税とのつながりとか、新規事業の展開につなげながら、最終的にはまちの活性化、そして好循環の確立に努めていきたいと考えておりまして、家地川地域のための施設だけではなくて、町に必要な施設、あるいは町が実施すべき事業ということで位置付けていきたいと考えております。

また、事業の実施推進にあたりましては、観光協会ですとか商工会、JAといった関係団体とも連携をしながら進めてまいりたいと思っております。

次が、全体像となります。1階の部分、そして2階の部分と見ていただければと思いますが、1階が、左から厨房、食堂、地域のコンビニ、そして事務室があつての多目的室、こういった形の改修。そして、2階部分は洋室と和室、主にはこういった宿泊施設になってこようかと思っております。

簡易宿泊施設ですけれども、洋室については長期の滞在向けということで、最大2人が2部屋、4人を予定しております。また、和室については短期の滞在向けということで、最

大4人が6部屋、24人の受入れを予定しております。

続いて、9ページになります。

ここも大事な部分になってまいりますけども、左から、1年目、そして2～3年目、4年目以降とごらんいただければと思いますが、まず1年目については、1階部分を集落活動センター、これは地域で運営していただきます。

それで、2階の部分を町営ということで宿泊施設にしていきますけれども、これを地元へ委託をしながら、連携して進めていきたいと。

それで、2～3年目、つまり3年目まで、指定管理に向けて、施設全体の指定管理に向けた双方の準備期間と位置付けをしまして、町では持続可能な仕組みの研究とか構築、そして集客に向けたPRをしっかりと進めさせていただきます。

一方、地域では、運営体制の確立とか運転資金の確保を進めていただきまして、準備期間を経て4年目には全体を指定管理という形で進めていきたいと考えております。

ただ、どうしても今までこの4年目以降をイメージして本当に宿泊者が来るのかどうかの心配をそれぞれ地元とか、あるいは議会からも心配をいただいたと思うんですけども、段階を経て進めていくという形でその辺をクリアしていきたいと考えております。

続いて、具体的などころですけども、12ページになります。1階の集落活動センターの概要となります。

運営主体については、家地川地域と、そして町が整備をして地元へ無償貸与するということですが、活動内容といたしましては、絵でご説明させていただきます。

まず、宿泊施設の宿日直警備ですとか、あるいは清掃管理、そして食事の提供、あるいは宿泊の予約受付を宿泊関連で行ってまいります。

また、地域で地域コンビニとしてのお店の開設ですとか、もちろん地域の集い・憩いの場の提供、あるいはイベントを通じて集客とか収入にもつなげていきたいと考えております。

これが1階部分の収支計画になります。13ページになりますが、数値的には大変見にくいかと思います。こちらは、例えば1階では地域コンビニでどれだけの人件費がかかって、仕入れの原価がかかって、これに対して売上げはどれぐらいになるのかをまとめたものになりますし、食事提供でこういったものを収支になるのかと、あるいはイベントを通じての収支、こういったものを試算したのになっております。

これは、イメージで見ていただければと思います。42ページ以降、例えば、宿泊施設で

ありますと、何年何月何日に何人の方が宿泊される予定なのか。計画、見込みなのかと、こういった方々に泊まっていただくのかも資料として添付しておりますし、それを収支にする場合にどれぐらいの経費がかかって、どれぐらいの収入があるのかも積算しておりますので、こちらについてはまた、資料をごらんいただければと思います。

次、14ページになります。

1階の収支計画、これは全体になりますけれども、時間の都合もございますので、収支の合計欄、そして支出の合計欄、さらに差引収支となっております。

令和4年度と令和6年度を比較しておりますけれども、令和3年度の開設を予定しておりますが、通年を通しての営業は令和4年度からになりますので、令和4年度、そして指定管理に移行する令和6年度の比較とさせていただきます。

差引収支だけご説明をさせていただきます。令和4年度が1階部分ですと、109万円のマイナス、それで令和6年度が71万円のマイナスとなっておりますけれども、これをそれぞれ、運営者分、つまり地元とそれから町の負担分と分けさせていただきます。それで、この収支のマイナスの中には町が負担すべきものがございますので、差し引いた運営者、つまり地元の収支としては62万円のプラスと、ただ、令和6年度にはマイナス46万円となっております。

これについては、後ほど説明させていただきますが、人件費を1人地元で雇用していただくということになってきますので、マイナスにも転じてくるということになってまいります。

続いて、15ページになります。

2階の区分の概要ですけれども、運営主体は町ということで、先ほどご説明したように、実質的には地元へ委託をさせていただきたいと、それで、令和6年度には指定管理に移行するというところで進めていきたいと思っております。

事業内容ですけれども、こちらでも絵で紹介させていただきます。

学校に長期の滞在、あるいは短期の滞在で利用していただきまして、それによつての家地川ダム湖を活用したスポーツ体験、合宿とか体験、あるいは四万十川等を使った町内への誘客、さらにはスポーツを通じた町内体育施設の活用、あるいはイベントとか農業体験を通じた地域との交流につなげていきたいと考えております。

続いて、16から18ページになります。

これをやるに当たって、こういった方々に利用していただくのかの検討が必要になって

まいります。ということで、ニーズ調査をさせていただきましたけども、前提条件といたしまして、一点目は、まず今後の小中学校適正配置計画、これも含めた休廃校舎の活用事例の一つになること。二点目としては、家地川地域の立地条件等を生かすような利用方法であること。三点目としては、当然、町内宿泊業者の方、つまり民業の圧迫にならないような、さらには関係人口の増加につながるようなターゲットの掘り起こし。四点目といたしまして、安定した宿泊者の受入、つまり収入につながるというところで考えております。

これによって、これをやるために、調査の方法となっておりますけども、町内関係団体ですとか、あるいは近隣の類似施設へのヒアリング、そして学生ニーズの調査、さらにはイベントのアンケート結果を基に調査を行っております。

それで、ターゲットですけども、長期については外国人研修生の長期の滞在、あるいはシェアオフィスとしての貸付を予定しております。

短期につきましては、大学生等の団体を中心とした受入れを行っていきたいと考えております。

さらにそれを進めるに当たって、課題がございます。その具体的な対策というところで、一点目はやっぱり食事があるかと思います。朝食については地元で希望者に対して提供させていただくということになっております。夕食については、やはり利用者からの声をもとに、順次提供の開始時期とか内容を検討していきたいと考えておりますけども、その際には、町内のほかの集落活動センターとの連携なども考えていきたいと思っております。

次に課題になってくるのは、やっぱり移動手段かと思います。長期の滞在については、宿泊者、これは年間を通しての利用になりますので、宿泊者本人あるいは雇用主が確保していただく。これに対して、短期についてはレンタカー付きの宿泊プランも町内の事業者と連携をしながら進めていきたいと考えております。

さらに、新たな取組としておりますけれども、例えば、今どきですので、スマートフォンを使って予約をして支払いをする、こういったもののICTの活用ですとか、さらには閑散期における誘客対策もしっかりと進めていきたいと考えております。

これらを踏まえての、19ページになりますが、2階部分の収支になります。支出は主に人件費とそれから光熱水費等の維持管理になりますので、省略させていただきますが、収入の部では、まず宿泊の短期に関しましては、1泊3,500円を予定しております。それ

で、令和4年度が480人の見込み、令和6年度が700人と、先ほどご説明したように、カレンダーをつくりながら見込みを立てておりますけれども、220人の増加、77万円の増加を見込んでおります。

一方、長期につきましては、月額2万円の4人で、これはフルに活用させていただきますので、変わらずということになっております。

続いて、20ページになりますけれども、それを、全体をまとめた、2階部分の収支計画になります。省略させていただきますけれども、差引収支だけごらんいただきますと、令和4年度が35万円のプラス、令和6年度が122万円のプラスとなっております、このうち運営者分について、令和4年度は委託ですので、収支はありませんけれども、令和6年度は178万円のプラスとなっております。

続きまして、21ページになりますが、収支計画の建物全体、つまり先ほどご説明した1階と2階部分を合算したものとなっております。これも差引収支だけご説明いたしますけれども、令和4年度がマイナス74万円、これに対して令和6年度がプラス51万円となっておりますが、うち、運営者分、見ていただきますと、地元が令和4年度がプラス62万円、6年度が132万円のプラスとなっております。ただ、ご注意いただきたいのは、こちらは減価償却費等を除いた単純な収支でございますので、備品の更新の費用については、指定管理に移行するまでにちょっと協議をさせていただきたいと考えております。

また、差引の町の負担ですけれども、令和6年度だけ見ていただきますと、マイナス81万円となっております。これがずっと続くイメージで思ってくださいと思います。ただ、こちらについては、先ほどご説明したように、地域経済の波及効果ですとか、町のPR効果、あるいは移住定住につながることを考えると、大きな数字ではないと、町としては考えております。

次に、22ページになります。

こちらは、じゃあこの事業をやるために、一体どれぐらいの費用がかかって、そのためのどれだけの財源があるのかという資料になります。赤枠のところだけご説明をさせていただきますが、令和2年度と令和3年度で、それぞれ工事費とか備品の整備費を合わせて1億5,000万円ほどを予定しております。

それで、これに対しまして、歳入、つまり国とか県の補助金、どれぐらいあるのかというのが下の青色の部分になってまいりますけれども、一番下を見ていただきましたら、その国・県とかの補助を除いた実質的な町の負担をお示ししております。

これで見えていただきますと、令和2年から3年度の整備に対する町の実質負担が2,100万円余りとなっております。つまり、2,100万円で1億5,000万円の事業と、約14%の町の持ち出しになってくるかと思います。こういったところで、財源についても十分確保できたのかなと考えております。

次に、26ページになります。

当初予算で決定いただきました周辺の空き家改修ですけれども、家地川地域にある空き家を改修して、周辺にお試し滞在住宅を3棟整備させていただきます。これで、学校との連携をしながら、地域に人を呼んで、交流につなげていきたいと考えております。

なお、これについては、管理も地元へ委託をお願いしたいと考えております。

続いて、資料29ページになります。

作業スケジュールとなりますけれども、細かい部分はちょっと省略をさせていただきますけれども、上の大きな部分、年度別の大きな流れで、改修工事については令和2年度に改修を行いまして、令和3年度に備品を購入、そして開設という流れになってまいります。

この事業を効果的に進めるためにアドバイザーを1名配置させていただきまして、令和3年以降も状況に応じて配置を検討させていただきたいと思っております。

そして、集落支援員につきましては、県の補助金を活用しながら、1名、町で雇用をさせていただきますが、これは県の補助金3年間となっておりますので、4年目以降の令和6年度以降は地元で雇用していただくということを考えております。

さらに、2階の運営方法ですけれども、令和3年度は、ご説明したように町営、地元への委託という形でスタートをいたしまして、令和6年度には指定管理といった形で進めていきたいと考えております。

また、これ以外にももろもろ手続等もございますので、順次進めながらやっていきたいと考えております。

次は、資料31ページになります。

ちょっと文字ばかりになってしまいますけれども、大事な部分です。関係団体との確認事項ということで、地元あるいは運営団体との意向の確認ということと、その集落活動センターの開設の準備、そして国・県補助金の確認と、大きく三つに分けておりますが、一番上から、まず現在休校中の家地川小学校の廃校についての同意、そして、二点目に1階の集落活動センターの実施に関する地元としての開設の要望、そして三つ目に2階の簡易宿泊施設の運営に係る維持管理業務の受託の意向、そしてそれらを実施する運営主体、そ

れの地域の総意ですとか、協力体制、さらには令和6年度以降に指定管理になるときの指定管理受託の意向を地元で書面も通じまして確認をさせていただいております。

また、集落活動センターにつきましては、運営主体となります四万十オルモ組合、こちらが5月29日に正式に開設をされております。規約に、活動目的の一つとして集落活動センターの管理運営が位置付けられております。

なお、この開設の時期につきましては、県の補助金が開設から3年間という限定がありますので、これを有効に活用するために、来年3月の開設を予定しております。

さらに、国・県の補助金ですけれども、県の関係課と協議をさせていただきまして、それぞれ国の補助金、県の補助金等を活用させていただくようになっております。これにつきましては、集落活動センターの開設をお認めいただいたということが大きなところではないかなと考えております。

最後になります。資料をちょっと前のほうに戻りますけれども、2ページに書いています。今、確認したように、地元・運営団体の意向の確認もできましたし、集落活動センター開設の準備も県の同意も含めて整ったと、さらにはそれに必要な財源についても確保ができましたし、これら全体を計画として見直しをさせていただいたとなってきますけれども、町民の皆様、そしてこれを代表する議会の皆様から見た様々なハテナは解消されたのかどうか、そして、計画の実行性・実現性、どうなのかを改めてご判断いただければと思います。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第66号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第66号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第21、議案第67号令和2年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、日程第22、議案第68号令和2年度四万十町国民健康保険大正診療

所特別会計補正予算（第1号）、日程第23、議案第69号令和2年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第1号）、以上、議案第67号から議案第69号までの3議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第67号から議案第69号までの各特別会計予算案について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第67号令和2年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金として保険給付費で100万円を計上し、これを賄う歳入といたしまして、県支出金で100万円を計上しております。

これにより、今回の補正は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ100万円の追加補正となり、累計予算総額は26億2,000万円となっております。

なお、この補正予算案につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため四万十町国民健康保険運営協議会への諮問については、書面決議により適当である旨の答申をいただいております。

続きまして、議案第68号令和2年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業として、委託料で35万9,000円、備品購入費で54万1,000円をそれぞれ計上し、これを賄う歳入といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して一般会計繰入金を90万円増額しております。

これにより、今回の補正は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ90万円の追加補正となり、累計予算総額は4億1,140万円となっております。

最後に、議案第69号令和2年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業として、備品購入費で50万円を計上し、これを賄う歳入といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、一般会計繰入金を50万円増額しております。

これにより、今回の補正は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ50万円の追加補正となり、累計予算総額は1億1,990万円となっております。

以上3件の補正予算案につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第67号から議案第69号までの3議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第67号から議案第69号までの3議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第24、議案第70号令和2年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第1号）、日程第25、議案第71号令和2年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第1号）、以上、議案第70号及び議案第71号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第70号及び議案第71号までの各特別会計予算案について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第70号令和2年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業として、工事請負費で54万8,000円、備品購入費で185万2,000円をそれぞれ計上し、これを賄う歳入といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して一般会計繰入金を240万円増額しております。

これにより、今回の補正は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ240万円の追加補正となり、累計予算総額は4億2,290万円となっております。

続きまして、議案第71号令和2年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業として、工事請負費で18万3,000円、備品購入費で221万7,000円をそれぞれ計上し、これを賄う歳入といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して一般会計繰入金を240万円増額しております。

これにより、今回の補正は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ240万円の追加補正となり、累計予算総額は2億6,660万円となっております。

以上2件の補正予算案につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第70号及び議案第71号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第70号及び議案第71号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第26、陳情第1－20号陳情書の取り下げについてを議題とします。

この陳情議案につきましては、産業建設常任委員会に付託し、審議をしておりましたが、その後に陳情者より陳情取り下げ願が提出されましたので、その写しを配付しております。

お諮りします。

陳情第1－20号の陳情書の取り下げにつきましては、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第1－20号陳情書の取り

下げについては、これを許可することに決定しました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第27、請願・陳情を議題とします。

本日までに受理をしました請願・陳情は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりです。会議規則第95条の規定により、所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後0時05分 散会